

台湾民法改正の最新動向（1）

台湾民法における契約違反に対する 救済方法の改正：コメント

道垣内弘人*

1. はじめに

まずは、このようなシンポジウムにおいて、台湾の先生方とともに研究する機会を与えていただいたことに、心から感謝したい。思いつきの、かつ、表面的なコメントにとどまる恐れが大きいですが、議論のきっかけでも提供できれば幸いである。

2. 債務不履行についての3分類の廃棄

(1) さて、契約違反における救済方法についての台湾民法の改正において、まず注目されるのは、債務不履行について、履行遅滞、履行不能、不完全履行という3分類を行っていたところを変更し、一元的な契約違反概念を規定するという方向が示されていることである。

この点について、私は反対するわけではない。しかし、よくわからないのは、なぜ3分類を廃棄するのか、ということである。

そのようなことを言うと、日本民法においても、3分類を廃棄するという改正がされたのではないか、と言われるかもしれない。しかし、2017年

* どうがうち・ひろと 専修大学大学院法務研究科教授 東京大学名誉教授

の債権法改正前から、日本民法415条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」としていたのであり、不完全履行を規定する条文は存在しなかった。3分類というのは、あくまで解釈の問題であったのである。

そのうえで、日本において、債務不履行についてのいろいろなルールが学説上議論された原因は、理論的な話もあるものの、まずは、債権者に与えられるべき適切な救済方法は状況に応じて様々である、という認識であったと思う。そして、そういった観点からは、2017年の日本債権法の改正は、不完全履行を民法上明確に位置づけたとさえいえる。

(2) こういうことである。

改正前の日本民法には、瑕疵担保という制度があった。すなわち、改正前日本民法570条は、「売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。」とし、改正前の566条1項は、「売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。」と規定していた。結局、売買契約において、引き渡された目的物に瑕疵があった場合について、契約目的を達成できないときには解除が認められ、それ以外のときには損害賠償のみが認められる、というものだったわけである。

しかし、実務においては、引き渡された目的物に瑕疵があるときについて、特定物・不特定物にかかわらず、目的物の修補がされたり、代替品が引き渡されたり、不足分が引き渡されたり、様々なかたちで追完が行われてきた。また、追完ができないときも、解除だけでなく、代金減額で処理されることもあった。そこで、これらの救済方法について、きちんと規定

しようということで、日本の改正民法562条・563条ができた。そして、このような多様な救済方法は、売買だけでなく、いろいろな契約に共通して認められるものである、という認識のもと、たとえば、改正前には存在していた、請負契約における債務不履行に対する救済についての特則も削除されることになった。これがよかったかどうかは問題があると私自身は考えているが、全体として、救済が柔軟化されたわけである。

（3）しかし、柔軟化された救済の対象となるのは、実は、いわゆる不完全履行の場合である。履行が可能なのに履行がされていないときには、基本的には強制履行を求め、あるいは、解除をする。そして、損害賠償を請求するということになる。履行不能であれば、解除はしてもしなくてもよいが、いずれにせよ損害賠償を請求するほかはない。そうすると、多様な救済手段が問題となるのは、いわゆる不完全履行の場合であるともいえる。たしかに、それを「不完全履行」という、ある意味、ドイツ法に引きずられた概念で理解する必要はない。なぜならば、柔軟化の背後には、特定物ドグマの否定が存在するからである。

特定物ドグマ、すなわち、特定物を目的物とする引渡債務については、当該物を引き渡せば、それで債務は履行されたことになる、という考え方をとると、引き渡された特定物に予定されていない欠陥があった場合に、修理を請求したり、いわんや代替物を請求したりすることはできないはずである。だからこそ、買主の救済のため瑕疵担保制度という制度があり、瑕疵担保責任は債務不履行責任ではなく、法定責任である、といわれたわけである。

しかし、日本改正民法は、特定物の性質が契約に適合しないときの救済方法としても、修補や代替物の交付や、様々なものを認めたわけであって、これは、特定物ドグマをとらないことが前提になる。そして、ポイントがそこにあるならば、不完全履行、不完全給付という概念を廃棄すること自体には大きな意味はないということになると思う。特定物ドグマを否定することが、柔軟化を図るためのポイントになっているのである。

3. 契約違反の救済方法としての追完請求権

そして、以上を前提としたとき、陳教授の報告において、台湾民法における、いわゆる瑕疵担保制度の改正について、あまり触れられなかったのは残念である。

たしかに、日本の債権法改正についての説明においても、債務不履行の一般法である民法415条の改正などと民法562条以下の目的物の契約不適合についての責任とは別個の問題として説明される。たしかに、金銭債務については契約不適合が考えられないから、債務不履行責任の通則としては、民法415条以下がその規定になる。しかし、売買契約について規定されている契約不適合責任は民法559条によって有償契約一般に準用されるので、債務不履行についての通則の一部を形成しているといっても過言ではない。そして、解約違反に対する救済の観点から債務不履行の規範内容を考えるにあたっては、それらは一体として検討されるべきもののように思われる。

4. 損害賠償請求における帰責性の問題

(1) さて、以上を前提としながら、少しだけ分析を試みたい。若干、複雑な話であるが、煎じ詰めると1点だけにかかわっている。

陳教授の報告においては、台湾民法草案226条が、損害賠償請求について、「ただし、債務者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない」としていることについて、「この規定により、民法草案は、損害賠償請求権に関して、多くの国際契約法（例えば、CISG、PECL、DCFR）の厳格責任を採用せず、債務者の帰責事由を損害賠償請求権の要件とする現行民法の規定を採用している。」とされた。

しかし、陳教授がそのすぐ後に指摘されているように、台湾の裁判実務

において帰責事由がないとされる理由になっているのは、「戦争、天災またはその他の事由（例えば、第三者による家への放火）、法令変更、政府の行為（例えば、土地の買収）、債権者の受領遅滞などの事由に限定される」ようである。

そうすると、この台湾民法草案の立場が、CISG、PECL、DCFRなどと異なるのか、というと、そうではないと思う。CISGは、債務者の支配を超えた障害がある場合（79条）と債権者に不履行の原因がある場合（80条）をもって、債務者の損害賠償義務が発生しない事由としているし、PECLの8：108条、DCFRのⅢ.-3：104条(1)もそうである。陳教授も、それらの国際契約法上のルールと台湾民法草案とは、実務上は差異がないことを指摘されているが、理念的にも差異はないというべきであろう。

もっとも、私は、こういった点について、厳格責任だとか過失責任だといった性質決定の議論にあまり意味があるとは考えていない。それよりも具体的にどのような場面でどうなるのか、ということを議論すべきだと思う。

そして、この点で重要なのは、「債務者の責めに帰することができない事由があるかどうか」というのも、結局は、契約解釈による債務内容の確定の問題であるということである。

(2) 「債務者に責任があるか否か」が常識的に判断できそうな場合もある。

絵画の売買で、債務者である売主の倉庫が、売主の過失による失火で焼失した。このときは、その売買契約における売主の債務が履行不能となったことについて、明らかに債務者（=売主）に帰責事由が存在する。これに対して、隣家からの類焼によって絵画が焼失したときは、どうか。一般には債務者には帰責事由がないような気がするが、その絵画をきちんとした防火・防犯設備のある場所に保管しておかなければならない、という義務が債務者に認められるような場合もある。きわめて高価な絵画を安直に住宅密集地帯の木造の倉庫で保管していたところ、隣家からの類焼でそれが焼失してしまったとすると、その焼失について債務者には帰責事由があるというべきである。当該目的物に適した方法で、きちんと保管をしてい

なかったということである。

履行が遅れたときも同様である。たとえば、売主が神戸市の倉庫から京都市の買主のところへ11月15日の午前中に品物を届ける義務を負っていたとする。ところが、同日、京都と神戸の高速道路が複数の事故で完全な混乱状態となり、配達 of 自動車大幅に遅れてしまった。しかし、神戸市から京都市への交通手段はいろいろある。電車で行ってもよいはずである。また、そもそも前日に京都市内まで運び、どこかの倉庫に保管しておけば、道路が混乱しても適時に配達のできたのである。そうしないのであれば、「道路が混乱しているのが悪いのであり、自分の責任ではない」ということは許されない、と評価されるべき場合もある。この場合は、債務者の帰責事由の要否についていずれの説に立とうと、債務不履行があると評価される。

これに対して、その種の取引においては、当日に神戸市から京都市にトラックで運ぶというのが当然だと解されており、渋滞等による遅れは仕方がない、と明示ないし黙示に了解されている場合もある。このときは、「11月15日の午前中に品物を届ける」という約束自体が、「11月15日の朝、神戸市の倉庫を出て、高速道路で京都市に向かうことによって、同日午前中に品物を届けるように努力する」という意味だと解されるのであり、債務者はその通りに履行した。したがって、賠償責任が発生しないのは当然である。

そうなると、「債務者に帰責事由があるか」という判断は、債務者がどのような義務を負っているのか、ということと密接に関係していることがわかる。そして、売主の責任が否定される場合とは、そもそも義務の不履行がない場合であるともいえる。債務者に損害賠償責任を負わせるか否かの判断は、結局、債務者に契約違反があるかどうかの問題であり、債務不履行＝契約違反という事実と別個に債務者の帰責事由を考える必要はないのではないか、ということになりそうである。

(3) この疑問はある意味で正当である。しかし、私は、「債務者がその

債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき」というのと、債務者に帰責事由があるか否かを、いちおうは区別して規定することには、合理的な理由があると思っている。そして、実は、それは、過失責任主義か否かといった問題ではなく、むしろ契約解釈における両当事者の責任分担にかかわってくるのである。

よく言われるように、債務不履行という事実と帰責事由の存在とが区別できない場合もある。医師の債務が典型であり、医師は、決して「病気を治す」という債務を負っているわけではない。「病気を治すように、善良な管理者の注意を尽くして治療をする」という債務を負っているだけである。いくら患者が死亡したとしても、医師が注意を尽くしていれば、そもそも債務不履行ではない。このような場合には、債務不履行という事実と帰責事由の存否は区別できない。

これに対して、売買契約における売主の引渡し義務について考えてみると、このとき、引渡しが遅れたことが、自然災害による交通の途絶とか、製造工場が隣家の火災により類焼したとかといった事情による場合に、債務者に賠償責任を負わせるか否かの判断のすべてを「債務者はどのような義務を負っていたか」という問題に解消してしまい、義務の不履行があるか否かの問題であるとしてしまうと、買主、つまり債権者に酷な事態が生じる。

(4) 売主の責任を追及していくためには、買主が「売主に債務不履行がある」ことを立証しなければならず、そのことは債権者に証明責任があるというのが原則である。しかし、電車が不通であったときどう評価すべきか、類焼のときどう評価すべきか、ということをして、「売主はこういった債務を負っていたのだから、債務不履行になる」と買主が自分の側で立証していくのは大変である。そこで、買主は、「11月15日に引渡しをする義務を売主は負っていたが、引渡しがされていない（あるいは引渡しが遅れた）」とだけ証明すればよい。当該契約において、たとえば、道路事情の混乱があったとき、売主は別的手段によって引渡しをすべき義務まではなかった

と解釈されるのであり、だから、売主に責任があるとはいえないのであれば、そのことを、売主の側で証明すべきだと考えられる。

履行不能についても同じである。債権者は、「債務者の引渡し義務が履行不能である」とだけいえばよく、債務者の側で、「その履行不能について自分は責任を負わないはずだ。契約上、隣家からの類焼にまで対処する義務はなかった」と証明しなければならない。

つまり、「契約で合意されたりリスク分配ないし契約類型上のリスクの分配」の所在については、すべて債権者がその立証責任を負うというのは妥当でなく、通常の売買契約における引渡し義務であれば、契約解釈の問題として、どんな事態であろうと、引渡約定日に引き渡すという義務があるということが出発点となり、それと異なるように当該契約を解釈しようとするならば、そのような解釈を望む側が、そのような契約解釈の正当性を主張していかなければならないということである。

この意味で、立証責任は、契約解釈においても実際には問題になる。たしかに、以上で行われているのは、あくまで契約解釈であり、債務者が引渡約定日に引渡しをしなくてもよい場合について、契約上、どのような合意がされているかを確定しているだけである。したがって、厳密に言えば、いずれに立証責任があるかは問題とならず、裁判官が自由心証に基づいて契約内容を決定すればよいだけのはずであるが、しかし、事実としては、道路事情が混乱しているときには履行が遅れてよいという合意であることを、債務者の側で裁判官を説得する必要がある。

(5) 「債務不履行の概念と免責事由の概念とは異質のものである」という前提をとる限り、この問題は、前者の債務不履行にかかわるものであり、免責事由に関わるものではない、と理解されることになりそうである。そして、このような解釈の結果、当該場面において、債務者が履行義務を負わないこととなれば、そもそも債務不履行がなかったことになる。ところが、そうすると、債権者は契約の解除もできないこととなる。

しかし、そのような結論は、日本民法の改正において、解除について債

債務者の帰責事由を不要としたことの判断に反する。つまり、解除の規律は、まさに、自然災害による交通の途絶のような場合にも、債務者に損害賠償責任は負わせないものの、債権者が契約から離脱することは認めよう、とする趣旨を有しているところ、そういった場合に債務不履行の事実まで否定してしまうと、契約解除による離脱が認められなくなってしまうのである。

ここで結構難しい問題が生じる。

この問題を解決するためには、「債務者の責めに帰することができない事由」という言葉には二つの意味があると考えざるを得ないように思われる。さらには、契約解釈における当事者の主張活動についても、二段階があると考えるべきである。

まず、契約解釈については、

①たとえば、契約書には、売買目的物の色が「黒」と書かれているところ、債務者が、当該状況から「黒または灰色」という合意があったと主張し、それが認められるときについては、灰色の売買目的物を交付したからといって、債務不履行にならないのは当然である。

②しかしながら、引渡日は定められているところ、自然災害による交通の途絶されるときは、その日に引き渡す義務はない、と債務者が主張し、それが認められるときには、その日に引渡しをしなくても、約定した債務に反するところはないが、なお、契約解除事由になるというべきである。

次に、「債務者の責めに帰することができない事由」については、③債務内容の確定において機能する場合と、④「契約で合意されたリスク分配なし契約類型上のリスクの分配を超えた障害」を意味する場合とがある。

③が機能するのは、たしかに債務内容の確定であるが、これによって債務内容に含まれないとされる事由によって、たとえば引渡期日に遅れたことは、契約解除事由にはなる。このとき、そのような債務内容の確定が妥当であると裁判官を説得する責任は債務者にあり、このことも、帰責事由の不存在について債務者に立証責任があるという条文によって基礎付けら

れる。

これに対して、④は、契約解釈が尽きた後に機能する。

さて、そうすると、次に問題となるのは、①と②=③と④の区別を具体的にどのようにして行うか、であるが、この問題は、これまでの見解でも、実は十分に明らかになっていないように思われる。

台湾民法の改正作業において、解除と危険負担の問題、その関係がどのように扱われているのかについて、十分には理解できていない。しかし、仮に、債務者の責めに帰することができない事由によって履行不能となったり、履行遅滞となったりした場合にも、解除は認めよう、ということであるならば、以上述べてきたところと同様の問題が生じることになる。この点、後でご教示いただければ幸いである。

5. おわりに

私の言いたいことをまとめると次の3点になる。

第1点。救済手段の柔軟化と不完全履行概念の廃棄とは必然的なつながりはない。

第2点。損害賠償義務の発生について、厳格責任なのか、過失責任なのかを議論するのは生産的ではない。

第3点。「債務者の責めに帰することができない事由による場合」という台湾民法草案226条ただし書きは、損害賠償についてだけでなく、その前提となる契約の解釈について、そこにおいて事実としては存在する立証責任の分配についても重要な役割を果たす。

以上の雑駁な話が、今後の議論のために、何かきっかけとなる点を含んでいれば、大変幸いである。